

**島根原子力発電所第1号機燃料取替装置燃料つかみ部の
変形に係る立入調査について(平成19年12月5日)**

立入調査日時	平成19年12月5日(水) 9:40~11:30
立入調査者	島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 調整監、室員2名 松江市総務部防災安全課原子力安全対策室 原子力専門監、室員1名
立入調査対応者	中国電力株式会社島根原子力発電所 副所長ほか
根拠規定	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 第11条
調査概要	平成19年11月20日に中国電力株式会社から報告があった「島根原子力発電所1号機燃料取替装置つかみ部の変形」の再発防止対策の実施状況等について、中国電力(株)から説明を受けた後、書面及び現地確認を行った。
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業請負業者が作成した工事要領書に、以下の事項が追加されていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 作業開始前に現場作業員間でミーティングを行い安全上の留意事項について確認すること ② 燃料取替装置移動時の周辺監視に関する手順 ③ 専任の監視人を配置し、手摺り等の干渉物の有無等を確認させること ● 中国電力(株)から外注先に提出する工事管理仕様書の要求事項を徹底させるため、中国電力(株)は、作業実施者に対し、再教育を平成19年11月26日に実施したことを確認した。 ● 変形した燃料取替装置燃料つかみ部が、取り替えられていることを確認した(中国電力(株)は、取替後、模擬燃料を使って機能確認を行っている)。 ● 燃料取替装置が燃料プールゲート手前で、一旦、自動停止するようにプログラムが変更されていた(実際に、燃料取替装置を運転させ、確認)。 ● 専任の監視人が配置され、また、燃料取替装置を移動させるとき、装置操作者と監視人の周辺確認が確実に行われていることを確認した。また、そのためのチェックシートが作成されていた。 ● 外注業務に対する監視・チェックの機能強化を今後、検討する。